

「宿泊税充当施策の基本的な考え方」骨子の概要

令和7年(2025年)9月8日
経済部観光局観光振興課

I 宿泊税の活用に関する基本的な考え方

- 1 課税目的: 行政需要(政策目的)に対応し、地域社会及び北海道経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
- 2 課税期間(制度の見直し): 社会経済情勢を踏まえ、5年を目途に見直し

II 宿泊税を充当する施策

1 施策の検討に向けた仕組み:

宿泊税充当施策は、宿泊者の意向を把握し市町村・事業者との意見交換を通じ、地域の実情や課題を踏まえ、「宿泊税充当の原則的なルール」と照らし合わせ施策を検討。

2 宿泊税充当の原則的なルール:

- (1) 政策目的と整合的な施策
- (2) 旅行者(宿泊者)の受益という点で関連性が整理できる施策
- (3) 広域自治体の役割として整理できる(対象が道内全域・市町村を跨ぐ広域的、効果が全道域に及ぶ施策)施策

3 宿泊税による具体的な施策イメージ:

- (1) 観光の高付加価値化
① マーケティングの強化 ② 資源を活かした観光の推進 ③ 地域の取組支援
- (2) 観光サービス・観光インフラの充実・強化
④ 人材の確保・育成 ⑤ 受入機能の強化・高度化 ⑥ 移動利便性の向上
- (3) 危機対応力の強化
⑦ 危機対応力の強化

4 市町村との役割分担

- ・市町村: 域内の施策や地域特有の課題に対応
- ・道: 道内全域の施策や広域的な施策、全道域に効果が及ぶモデル的な施策に対応
具体的な施策の検討に当たっては、市町村の取組内容と棲み分けながら、市町村の自主的な取組にも配慮しつつ、連携による相乗効果を高められるよう、旅行者(宿泊者)や地域のニーズを踏まえ検討を進める。

III 北海道宿泊税による施策の検討に向けた地域意見交換会の実施結果

実施期間: 令和7年5月12日(月)から7月8日(火)まで

参加延数: 663名/開催場所等: 24ヶ所

IV 宿泊税を充当して取り組む令和8年度の施策の柱(案)

宿泊税を充当して取り組む令和8年度施策の柱の検討案として、地域意見交換会の意見を踏まえとりまとめ。

1 税充当施策の具体化を検討するもの

(1) 観光の高付加価値化
① マーケティングの強化
・ マーケティングの充実・強化に資する取組
② 資源を活かした観光の推進
・ アドベンチャートラベルの一層の推進 ・ 温泉、食、酒類、農業など、地域資源を活かした観光コンテンツの充実 ・ 滞在周遊を促す新たなツーリズムの造成
③ 地域を取組支援
・ 地域特性に合わせた持続可能な観光地づくりなど、地域を取組と情報発信への支援 ・ スポーツ大会や合宿誘致などの取組への支援 ・ 振興局ごとの取組
(2) 観光サービス・観光インフラの充実・強化
④ 人材の確保・育成
・ 観光を支える基幹的な人材の確保 ・ ガイドや多言語対応等が可能な人材の育成
⑤ 受入機能の強化・高度化
・ 宿泊者の満足度向上に資する施設整備支援 ・ 観光関連事業者のDX化の推進 ・ 国定公園などの自然公園を観光資源として活用するための整備の推進 ・ インバウンドの増加を見据えた多言語対応の充実 ・ オーバーツーリズム対策の充実
⑥ 移動利便性の向上
・ バスなどの公共交通の利便性の向上 ・ 駅や空港など移動拠点との移動利便性の向上
(3) 危機対応力の強化
⑦ 危機対応力の強化
・ 緊急時の多言語対応のための体制整備

2 施策の検討に当たり、今後の参考とする意見(税充当を慎重に検討するものも含む)

(1) 観光の高付加価値化
① マーケティングの強化
・ マーケティング調査に係る観光客の動向把握が可能なシステムの導入 ・ マーケティングに関する支援体制の整備 ・ 観光キャンペーンの推進
② 資源を活かした観光の推進
・ 特産品開発などへの支援
③ 地域の取組支援
・ サイクルツーリズムなど地域の特色を活かした観光の推進 ・ 自治体や観光関連団体の地域の取組への支援 ・ 地域イベントや観光関連施設の整備に対する支援 ・ 宿泊や移動に係る費用補助 ・ 学校、学生への補助 ・ 情報発信システムの導入 ・ 地域の魅力の伝承等に対する支援 ・ 地域の魅力に関する情報発信の強化
(2) 観光サービス・観光インフラの充実・強化
④ 人材の確保・育成
・ DMOなど観光関連団体の運営に係る人材確保・育成支援 ・ 道内各エリアへの観光などに精通した専門員・アドバイザーの派遣 ・ 人材確保に資する取組の充実・強化
⑤ 受入機能の強化・高度化
・ 宿泊・観光施設やスポーツ施設の充実やユニバーサル化、老朽化への対応支援 ・ 公共交通機関の施設の利便性向上 ・ 観光を意識した道路の整備や維持管理 ・ 観光客の満足度向上に資する仕組みの導入 ・ Wi-Fi 等のネット環境の整備 ・ 観光客への地域ならではのルールの周知 ・ 宿泊施設の苦情窓口の設置
⑥ 移動利便性の向上
・ 既存の公共交通機関等の充実や観光地や宿泊施設等からの移動利便性の向上 ・ デジタル技術などを活用した利便性の向上 ・ 新たな移動手段の導入による移動利便性の向上
(3) 危機対応力の強化
⑦ 危機対応力の強化
・ 危機管理に資する設備への補助 ・ 緊急時の安全確保に資する取組

〈振興局ごとの取組〉

※地域毎の意見交換結果を掲載

市町村や観光関連事業者との地域ごとの意見交換結果を踏まえ、振興局提案による施策の検討案を今後具体化